

東淀川区の学校選択制の概要

学校選択制とは

- 大阪市では、市立小学校または中学校（以下「小・中学校」という。）に入学する場合、住所地による通学区域を設定し、それに基づき入学する学校（以下「通学区域校」という。）を決めています。
- 「学校選択制」は、小学校・中学校へ入学する際、それぞれ 1 回のみ、通学区域校以外の学校への入学を希望できる制度です。
- 通学区域校には、必ず入学できます。
- 通学区域校以外の学校を希望した場合、それぞれの小・中学校の受入可能人数の範囲で受け入れることとなります。そのため、必ず入学できるとは限りません。
- 学校選択により希望の小・中学校への入学が可能となった場合、通学区域外への転居や、国立・私立学校への入学等の特別な事由がある場合を除き、辞退はできません。また、通学区域校への変更もできません。

学校選択の対象者

- 令和 7 年度に小・中学校に入学予定の区内在住の方（転入者含む）が対象になります。東淀川区内のすべての小・中学校が選択の対象です。
- ※ 施設一体型小中一貫校も選択できます。（施設一体型小中一貫校は、必ず第 1 希望としてください。）

選択できる学校の範囲

- 東淀川区は「自由選択制」です。区内のどの学校でも選択できます。
- ※ 通学は原則徒歩で、自転車の利用は禁止です。
- ※ 通学の安全確保は、保護者責任になります。
学校を選択する場合は、通学の負担や安全確保についても十分に考慮し、小学校は 6 年間、中学校は 3 年間通える学校を選択してください。

優先条件について

- 通学区域優先……………各学校とも、通学区域に居住する児童生徒の入学が優先されます。
（通学区域校を希望する場合は、必ず入学できます。）
- きょうだい関係による優先はありません。
- ※「学校選択制 Q & A ～よくあるご質問～」の No. 2、No. 3、No. 4 をご覧ください。（11 ページ参照）

【学 校 を 選 択 す る 際 の 留 意 事 項】

★災害や事件、けが等により、急きょ学校に迎えに来ていただく場合があります。

お迎え等の対応が必要となる場合がありますので、緊急時の対応についても十分ご検討のうえ学校を選択してください。

★卒業まで無理なく通学できる学校を選択してください。

小学校低学年のうち保護者の方等が児童を自転車等で連れていくことができて、小学校高学年になると連れていくことが難しくなります。卒業まで継続して通える学校を選択してください。

★市立の小・中学校には教員の人事異動があります。

市立の小・中学校には教員の人事異動があり、人事異動等により部活動等に変更が生じることがありますので、ご本人を含め、ご家族で十分に相談して学校を選択してください。

★学校選択により、希望の小・中学校への入学が可能となった場合、通学区域外への転居や、国立・私立学校への入学等の特別な事由がある場合を除き、入学の「辞退はできません」。

また、通学区域校への変更もできません。

通学区域校以外の小学校を、選択し、就学される方で、その小学校の進学中学校へ入学を希望される場合には、改めて、学校選択していただく必要があります。
また、その場合で、抽選となった場合でも、進学中学校への優先はありません。

【下の図解参照】

【事例】A 小学校区に居住している場合

- ① 通学区域の A 小学校に入学し、卒業後同校区の C 中学校を選択する。（必ず入学できます）
- ② B 小学校を選択し、卒業後 A 小学校の進学先である C 中学校を希望する。（必ず入学できます）
- ③ B 小学校を選択し、卒業後 B 小学校の進学先である D 中学校を希望する。（優先はありません）

